



平成 24 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 群 馬 銀 行
代 表 者 名 代 表 取 締 役 頭 取 齋 藤 一 雄
(コード番号 8334 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 深 井 彰 彦
(TEL 027-252-1111)

「ESOP(信託型従業員持株制度)」の導入について

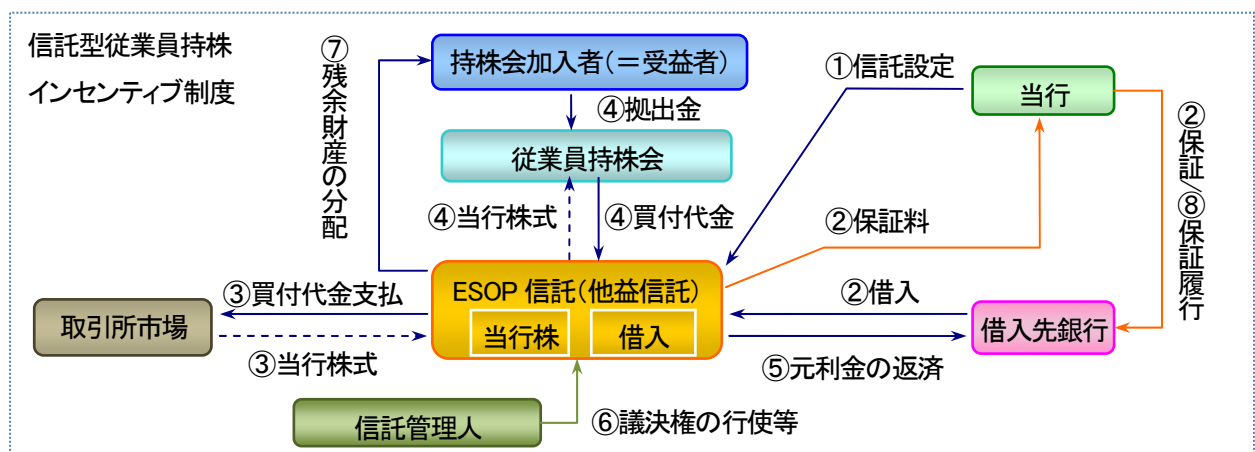
株式会社群馬銀行(頭取 齋藤 一雄)は、平成 24 年 11 月 9 日開催の取締役会において、当行従業員に対する当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「ESOP(信託型従業員持株制度)」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、本制度に係る信託の設定時期、本制度に基づき信託が借り入れる金銭の総額、本制度の設定期間等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

1. 本制度の概要

本制度は、「群馬銀行従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ制度です。本制度では、当行が信託銀行に「群馬銀行従業員持株会専用信託」(以下、「ESOP 信託」といいます。)を設定し、ESOP 信託は、その設定後一定期間(現状では 4 年 11 か月の期間を想定しています。)にわたり持株会が取得すると見込まれる数(現状では 27 億円前後に相当する数を想定しています。)の当行株式を予め市場より取得します。その後は、ESOP 信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、株式売却終了時点で ESOP 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、ESOP 信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により ESOP 信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において ESOP 信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

本制度は、創立 80 周年記念に伴う従業員の福利厚生の増進策として導入するものであり、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

2. 本制度の仕組み



- ① 当行が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした ESOP 信託(他益信託)を設定します。
- ② ESOP 信託は借入先銀行から当行株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当行、ESOP 信託、借入先銀行の三者間で ESOP 信託の行う借入に対して保証契約を締結します。当行は、当該保証契約に基づき、ESOP 信託の借入について保証を行い、その対価として保証料を ESOP 信託から受け取ります。
- ③ ESOP 信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を取引所市場から取得します。
- ④ ESOP 信託は信託期間を通じ、上記③に従って取得した当行株式を、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ ESOP 信託は持株会への当行株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当行株式に係る配当金をもって、借入の元利金返済等に充当します。
- ⑥ ESOP 信託が保有する当行株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます(＝インセンティブ)。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、保証契約に基づき、当行が弁済します。

3. 群馬銀行従業員持株会専用信託の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1)名称: | 群馬銀行従業員持株会専用信託 |
| (2)委託者: | 当行 |
| (3)受託者: | 野村信託銀行株式会社 |
| (4)受益者: | 受益者適格要件を満たす者 |
| (5)信託契約日: | 詳細決定後に公表 |
| (6)信託の期間: | 詳細決定後に公表 |
| (7)信託の目的: | 群馬銀行従業員持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付 |
| (8)受益者適格要件: | 受益者確定手続開始日(信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当行株式が持株会へ全て売却された日等)において生存し、持株会に加入し(但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日までに定年退職、転籍退職、役員への就任により、持株会を退会した者を含みます。)、所定の手続きを行った者を受益者とします。 |

以 上